

改正

平成21年 3 月31日告示第86号

佐野市高齢者保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者保健福祉に関する施策を円滑に推進し、その進捗状況の点検及び評価をするため、佐野市高齢者保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉施策の推進に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉施策の点検及び評価に関する事項
- (3) 高齢者保健福祉計画に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険被保険者の代表者
- (3) 保健、医療又は福祉に関係する機関又は団体の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の会議に、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員会の庶務は、健康医療部いきいき高齢課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第86号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。